

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 企業間の連携を強化し、持続可能な調達に取り組みます。
- グローバル基準に基づいたサプライチェーン全体でのものづくりを通じた、脱炭素・循環型社会への取組を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費の上昇、原材料費やエネルギーコストの変動の影響なども考慮して、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、下請事業者に対し、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型取引の適正化推進協議会が公表した型の取扱いに関する覚書を参考に型取引を行い、型管理の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対し、量産終了後の型について無償保管を要請することにより不当に不利益を与えることがないよう努めます。

③ 手形などの支払条件

下請事業者との間の取引に係る下請代金は、手形によらず全て現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

中小企業庁が公表した知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形を参考に取引を行い、

下請事業者に対し、合理的な理由なく、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の優越的な立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡を要請することにより不当に不利益を与えることがないよう努めます。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者における働き方改革の重要性に鑑みて、下請事業者に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を要請することにより不当に不利益を与えることがないよう努めます。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

シチズングループ調達基本方針を定め、公開するとともに、その内容について取引先説明会などを実施し、取引先との関係の強化を図っています。また、下請取引の適正化を図り、法令違反行為を未然に防止するために、職場内の OJT 研修のほかに、下請代金支払遅延等防止法に関する基礎知識を体系的に学ぶことができるよう、公正取引委員会が作成した各種資料や e ラーニング教材を用いた教育を行うほか、違反のおそれがある事例を教材として、受講者が自らの考えを発言し、互いに学び合うケースメソッド形式で行う対話型の講習会も開催しています。

2022 年 4 月 15 日
(2022 年 12 月 1 日更新)

シチズン時計株式会社

代表取締役社長 佐藤 敏彦